

弁理士法施行令

内閣は、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第二項第一号、第十二条第一項、第五号

第十七条第二項、第七十条第七項及び第七十五条及び附則第四条第二項及び第十二条の規定に基づき、弁理士法施行令（大正十年勅令第四百六十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第一条 弁理士法（以下「法」という。）第十一
条第一号の審議会等で政令で定めるもの

業所有権審議会とする。

第二条 法第十五条第一項の政令で定める受験手数料の額は、一万二千円とする。

2 数料の額は一万二千円とする。

十五条第一項の政令で定める受験手数料の額は、七千二百円とする。

(経済産業大臣の行う実務修習に係る手数料)

第三条 沿第一、二条の「四第一項の政令」定める手数料の額は、十一万八千六百円とする。

(指定修習機関の行う実務修習事務に係る手数料の額の認可)

第四条 法第十六条の十四第二項の規定による認可を受けようとする指定修習機関は、認可を受

可を受ける。この指定期間は請求するにあけようとする手数料の額及び実務修習事務の実

施に要する費用の額に関し経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出

しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同業とする。

2 経済産業大臣は、次の各号のいずれにも適合するに忍のうござるにまけしづ、前項の忍丁ビン

前項の認可をし、
するに認めるときてなにれは
てはならない。

一 手数料の額が当該実務修習事務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二 特定の者に対する不当な差別的取扱いをするべきではないこと。

（日本弁理士会の会則の変更）

第五条 法第五十七条第二項の政令で定める重要な事項は、同条第一項第三号から第五号まで及

び第七号から第十一号までに掲げる事項（同項第十号に掲げる事項にあっては、去第三十一条

第十号に掲げる事項にあっては、(法第三十一条の二に規定する研修に関する事項に限る。)と

(登録審査会の組織及び運営)する。

第六条 登録審査会の会長は、会務を総理する。

登録審査会議は、議員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

登録審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに前三項に定めるもののほか、登録審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、日本弁理士会の会則で定める。

弁理士又は弁理士法人でない者の業務の制限の解除)

七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。

一 特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付

一 特許料又は登録料を納付すべき期間の延長の請求

二 特許料又は登録料の輕減、免除又はその納付の猶予の申請

五 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第一百八十六条第一項本文（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十三条第一項本文、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十二条第一項本文又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十二条第一項若しくは第二項の規定による請求

既納の手数料の返還の請求

七 商標法第六十八条の六第一項の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求

八 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録の求め、同法第八条第四項の規定による申出、同法第十四条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは予納、同法第十五条第三項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による残余の額の返還の請求又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）第一条第三項の規定による届出

九 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）、实用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）又は商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の規定による手続で経済産業省令で定めるもの

十一 特許証、実用新案登録証、意匠登録証又は商標登録証若しくは防護標章登録証の再交付についての手続で經濟産業省令で定めるもの

十二 第二号から第八号まで及び前二号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六号まで、第八号及び前二号に掲げる手続（これらの手続の補正又はこれららの補正の補正を含む。）に係る弁明書の提出をすべき期間の延長の請求十三 第二号から第八号まで及び前三号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正十四 第一号から第六号まで及び第八号から前二号までに掲げる手続に係る弁明書の提出十五 特許料、割増特許料、登録料若しくは割増登録料又は第二号、第五号及び第十二号に掲げる手続に係る手数料の納付に関する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出十六 第四号及び第六号に掲げる手続に際してする工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条第二項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出（弁理士又は弁理士法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第十八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特許出願又は特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に係る願書、明細書、特許請求の範囲及び実用新案登録請求の範囲、要約書、手続補完書、明細書等補完書（明細書について補完をするものに限る。）、出願審査の請求書、意見書並びに出願公開の請求書

二 特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書

三 実用新案技術評価の請求書及び実用新案登録の訂正書

四 審判、再審又は判定に係る請求書、答弁書、訂正の請求書及び意見書

五 裁定に係る請求書、答弁書及び取消請求書

六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換えの登録の申請書

	（懲戒の手続等に関する経過措置）
第三条	平成十三年一月六日から同年十二月三十日までの間ににおける法第三十三条第五項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用について準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第三十三条第五項中「審議会」とあるのは、「工業所有権審議会」とする。
附 則	（平成一三年一二月一四日政令第 四〇三号）抄
	この政令は、平成十四年一月一日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月一八日政令第 三七八号）抄
	この政令は、弁理士法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。
附 則	（平成一五年四月二五日政令第二 一五号）抄
	この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。
附 則	（平成一五年六月二〇日政令第二 六六号）抄
	（施行期日）この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。
附 則	（平成一五年八月六日政令第三 六号）抄
	（施行期日）この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。
附 則	（平成一六年三月三一日政令第一 〇七号）抄
	（施行期日）この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
附 則	（平成一六年六月四日政令第一 一号）抄
	この政令は、公布の日から施行する。

附 則	（平成一八年五月二四日政令第二 〇〇号）抄
第一条	この政令は、平成十八年六月一日から施行する。
附 則	（平成一八年九月二一日政令第三 〇四号）抄
	（施行期日）この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
附 則	（平成一九年一二月五日政令第三 一号）抄
	（施行期日）この政令は、平成二十年一月一日から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 五〇号）抄
	（施行期日）この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 一號）抄
	（施行期日）この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 六号）抄
	（施行期日）この政令は、平成二十三年改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 七〇号）抄
	（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 七号）抄
	（施行期日）この政令は、平成二十六年改正法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 七号）抄
	（施行期日）この政令は、意匠の国際登録に関するハーフ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 三九二号）抄
	（施行期日）この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則	（平成一八年五月二四日政令第二 〇〇号）抄
第一条	この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一八年九月二一日政令第三 〇四号）抄
	（施行期日）この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一九年一二月五日政令第三 一號）抄
	（施行期日）この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附 則	（平成一九年一二月二二日政令第三 五〇号）抄
	（施行期日）この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
第一条	この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年一月二二日政令第一
八号）抄